

秋田都市計画高度利用地区の変更（秋田市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度 (注 2)	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度 (注 1)	建築物の建築面積の最低限度	備 考 (注 3)
高度利用地区 (駅前)	約3.3ha	60/10以下	20/10以上	8/10以下	500㎡以上	
高度利用地区 (中通一丁目)	約2.9ha	60/10以下	20/10以上	8/10以下	500㎡以上	壁面の位置の制限4.0m
合 計	約6.2ha					
(注 1) 建築基準法第53条第 3 項第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号および第 2 号に該当する建築物にあっては 2/10を加えた数値とする。また、同条第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては、同条第 1 項の規定を適用しない。 (注 2) 建築基準法第59条の 2 第 1 項の規定による許可、または同法第68条の 3 第 1 項に規定する認定を受けた建築物においてはこれを超えることができる。 (注 3) 庇等は壁面の位置の制限から除く。						

「位置、区域および壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

都市的な土地利用を進め、また、近年の経済状況にあった高度利用を導くため、施設建築物の容積率の最低限度を変更するものである。